

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 6 月 19 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 76 号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和 35 年岩手県規則第 101 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(工事監理者等の決定等の届出)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、省令別記第二号様式第二面 1 の欄から 6 の欄まで、<u>第四号様式</u>第二面 1 の欄から 4 の欄まで、第十号様式第二面 1 の欄から 4 の欄まで又は第十一号様式第二面 1 の欄から 4 の欄までに記載した事項に変更があった場合に準用する。</p> <p>(添付図書の附加及び免除)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 法第 6 条第 1 項(法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請に係る建築物又は工作物の工事計画が一級建築士の作成した設計図書による場合において、<u>建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条の規定に該当しないときは省令第 1 条の 3 第 1 項の表二の(二)の項に掲げる構造計算書(政令第 81 条第 1 項第 1 号に規定する許容応力度等計算に係るものに限る。)</u>を、法第 88 条第 1 項に規定する工作物に係るときは省令第 3 条第 1 項の表一に掲げる構造詳細図を添えることを要しない。ただし、<u>建築主事が特に必要があると認め</u>た場合は、この限りではない。</p> <p>(認定申請書)</p> <p>第 23 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に省令第 1 条の 3 第 1 項の表一の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第 44 条第 1 項第 3 号の規定による認定を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 省令第 1 条の 3 第 1 項の表一の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 法第 68 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定による認定を受けようとする者は、第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に省令第 1 条の 3 第 1 項の表一の(い)の項及び(ろ)の項に掲げ</p>	<p>(工事監理者等の決定等の届出)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、省令別記第二号様式第二面 1 の欄から 6 の欄まで、<u>第八号様式</u>第二面 1 の欄から 4 の欄まで、第十号様式第二面 1 の欄から 4 の欄まで又は第十一号様式第二面 1 の欄から 4 の欄までに記載した事項に変更があった場合に準用する。</p> <p>(添付図書の附加)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>(認定申請書)</p> <p>第 23 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に省令第 1 条の 3 第 1 項の表一の(い)の項、(ろ)の項及び<u>同条第 4 項の表一の(四)の項</u>に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第 44 条第 1 項第 3 号の規定による認定を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 省令第 1 条の 3 第 1 項の表一の(い)の項、(ろ)の項及び<u>同条第 4 項の表一の(四)の項</u>に掲げる図書</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 法第 68 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定による認定を受けようとする者は、第 1 項に規定する申請書の正本及び副本に省令第 1 条の 3 第 1 項の表一の(い)の項、(ろ)の項及び<u>同条第</u></p>

る図書を添えて知事に提出しなければならない。

6 法第68条の4第1項、法第68条の5の4第1項若しくは第2項又は法第68条の5の5の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 省令第1条の3第1項の表一の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書

(2) [略]

7 法第86条第1項又は第2項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に省令第10条の16第1項第1号から第3号までに掲げる図書又は書面のほか、次に掲げる図書を添えて広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

8 法第86条の2第1項の規定による認定を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に省令第10条の16第2項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面のほか、次に掲げる書面及び図書を添えて広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

9 法第86条の5第2項の規定による認定の取消しを受けようとする者は、省令別記第六十五号様式に省令第10条の21第1項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面のほか、法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定を受けたことを証する書面の写しを添えて広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

10 法第86条の6第2項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書を添えて広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

11 [略]

12 政令第115条の2第1項第4号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

13 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる図書及び書面を添えて知事に提出しなければならない。

4項の表一の(四)の項に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

6 法第68条の4第1項、法第68条の5の4第1項若しくは第2項又は法第68条の5の5の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 省令第1条の3第1項の表一の(い)の項、(ろ)の項及び同条第4項の表一の(四)の項に掲げる図書

(2) [略]

7 法第86条第1項又は第2項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に省令第10条の16第1項第1号から第3号までに掲げる図書又は書面のほか、次に掲げる図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

8 法第86条の2第1項の規定による認定を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に省令第10条の16第2項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面のほか、次に掲げる書面及び図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

9 法第86条の5第2項の規定による認定の取消しを受けようとする者は、省令別記第六十五号様式に省令第10条の21第1項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面のほか、法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定を受けたことを証する書面の写しを添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

10 法第86条の6第2項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(い)の項、(ろ)の項及び同条第4項の表一の(四)の項に掲げる図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

11 [略]

12 政令第115条の2第1項第4号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(い)の項、(ろ)の項及び同条第4項の表一の(四)の項に掲げる図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

13 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に次に掲げる図書及び書面を添えて知事に提出しなければならない。

<p>い。</p> <p>(1) 省令第1条の3第1項の表一の(い)の項及び(ろ)の項に掲げる図書</p> <p>(2) [略]</p> <p>14・15 [略]</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項及び法第18条第5項、<u>省令第1条の3第14項、省令第3条第8項、省令第4条の16第1項及び第3項並びに省令第11条の2第1項並びに第2条、第4条、第9条第2項、第3項及び第5項、第10条第4項、第5項及び第7項、第11条、第12条、第18条第1項及び第19条第7項</u>に規定する書類の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。</p>	<p>い。</p> <p>(1) 省令第1条の3第1項の表一の(い)の項、(ろ)の項及び<u>同条第4項の表一の(四)の項</u>に掲げる図書</p> <p>(2) [略]</p> <p>14・15 [略]</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項及び法第18条第5項、<u>省令第1条の3第1項の表二の(七十四)の項、(七十五)の項、(七十六)の項及び(八十二)の項、省令第3条第7項、省令第4条の16第1項及び第3項並びに省令第11条の2第1項並びに第2条、第4条、第9条第2項、第3項及び第5項、第10条第4項、第5項及び第7項、第11条、第12条、第18条第1項及び第19条第7項</u>に規定する書類の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成19年6月20日から施行する。